

区長・議員

議案(条例・意見書等)

・議案提案権は区長と議員双方にあります。

本会議

開会→議案説明→質疑→委員会付託→討論→採決

- ・本会議を開くには議員定数の半分以上の出席が必要です。
- ・議案提出者から、提案理由の説明があります。
- ・議員が議案について質疑を行います。
- ・議案は原則として委員会に付託されます。
- ・委員会付託を省略した場合は、この場で議会として賛成か反対かを決めます。

委員会

議案説明→質疑→意見表明→採決

総務委員会／保健福祉委員会／建設環境委員会／文教委員会／
議会運営委員会／特別委員会

- ・議案について審査を行い、委員会として議案に賛成か反対かの態度を決めます。

本会議

委員長報告→質疑→討論→採決→閉会

- ・委員会の審査結果を報告します。
- ・報告された内容について議員が質疑を行います。
- ・議員が議案等について意見を述べます。
- ・議案等について、議会として賛成か反対かを決めます。

監査

監査委員

Q/wb 437

☎監査事務局 ☎03-5654-8487

監査委員は、区の財務に関する事務の執行などの監査をする機関です。

住民監査請求

Q/wb 438

☎監査事務局 ☎03-5654-8487

財務に関し違法・不当な職員の行為があると認められる場合には、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を請求できます。

